様式第１号（第４条関係）

配水管承認工事申請書

　　年　　月　　日

丹羽広域事務組合管理者　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒　　－　　　電話（　　　　－　　　　－　　　　） |
| 氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ※記名押印又は署名 |

次のとおり配水管承認工事の施行を申請します。

１　工事場所

２　概　　要

総延長　　　　　　　　　　　　　m

（内訳）　管種　　　　　　口径　　　　　mm　　延長　　　　　m

　　　　　　管種　　　　　　口径　　　　　mm　　延長　　　　　m

　　　　　　管種　　　　　　口径　　　　　mm　　延長　　　　　m

　　　　　　仕切弁　口径　　　　　　　mm　　　　　　　箇所

　　　　　　仕切弁　口径　　　　　　　mm　　　　　　　箇所

　　　　　　消火栓　地下式単口消火栓　　　　　　　　　箇所

　　　　　　その他

　上記工事の施工に関することを下記業者に委任します。

施工業者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

３　添付書類

　(１)　位置図

　(２)　設計図（平面図、詳細図、横断図、復旧図等）

　(３)　等許可書又は建築確認済証（写）

　(４)　給水装置工事設計審査申請書(写)

　(５)　公図（写）

　(６)　施工計画書（開発工事に係るもの）

　(７)　承諾書（様式第１号（その２））

様式第１号（その２）

承　諾　書

　　年　　月　　日

丹羽広域事務組合管理者　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒　　－　　　電話（　　　　－　　　　－　　　　） |
| 氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ※　記名押印又は署名　　　 |

配水承認工事申請書の提出に関し、下記のとおり承諾します。

記

１　配水管承認工事の施工に起因して事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、丹羽広域事務組合に届け出てその指示に従います。

２　配水管承認工事の施工により、道路及び道路の付属物を損傷した場合は、丹羽広域事務組合に届け出てその指示を受け、申請者の負担において原形復旧します。

３　完了検査に合格したときは、公道部分の配水管について寄附申請書を提出し、移譲移管します。

４　私有地（共有道路）部分の配水管については、点検、漏水等の緊急工事が必要な場合において、当該土地所有者の承諾を得ずに施工できるよう土地使用承諾書を提出します。なお、土地所有者が変更になった場合も、この承諾を引き継ぎます。

５　丹羽広域事務組合へ移譲移管後、当該配水管からの分岐給水、当該配水管の延長等について一切異議を申しません。

６　丹羽広域事務組合へ移譲移管した日から２年以内は、当該配水管について天災地変（自然災害）による事故発生以外の漏水、道路の沈下、亀裂等が生じた場合は、申請者の責任において、速やかに補修します。

７　工事施行については、丹羽広域事務組合配水管承認工事に関する取扱要綱及び工事標準仕様書に準じて施行します。